

臨時報告書

中部電力株式会社

臨時報告書

本書は証券取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成18年7月11日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

中部電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年7月11日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三田敏雄

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 経理部決算グループ長 齊藤俊雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 植田光紀

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店
(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店
(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したため、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日及び内容

浜岡原子力発電所5号機（改良型沸騰水型、定格電気出力138万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、平成18年6月15日午前8時39分、「タービン振動過大」の警報が発報し、タービンが停止するとともに、原子炉が自動停止した。

その後、6月19日より低圧タービンの車室の開放作業を行い、低圧タービンの12段目にある羽根車の羽根1本が車軸から脱落し、タービン下部に落下していることを確認した。また、その周囲の羽根や部材の一部にも、擦り傷やへこみがあることを確認した。

羽根の脱落が確認された低圧タービンとともに、他の2基の低圧タービンについて、これまでに実施した目視点検および非破壊検査の結果を本日とりまとめた。

低圧タービンの点検について

羽根の脱落が確認された段（第12段）の点検結果について

3基の低圧タービンいずれにおいても、羽根の根元取付け部（フォーク）の一部に折損またはひび割れを確認した。また、車軸の羽根取付け部の一部にもひび割れを確認した。

第12段以外の羽根の点検結果について

羽根が脱落した低圧タービンについて、羽根の脱落が確認された第12段の隣りから外側に位置する第13段および第14段の羽根車を点検したところ、異常は認められていない。

引き続き、詳細な原因調査を実施していくが、これまでの点検・調査の結果から、5号機の停止は相当期間に及ぶものと見込まれる。

(2) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社及び連結会社の平成19年3月期決算において、上記(1)の事象により、燃料費の増加分1,150億円程度が見込まれる。

なお、この影響額は、本報告書提出日現在において入手可能な情報及び将来の不確実な要因に係る本報告書提出日現在における仮定を前提としているため、今後変動する可能性がある。

以 上